

事例番号:330254

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 2 日

7:30 頃 下腹部痛、下腹部の硬い状態が持続

10:00 頃 大量の性器出血

10:50 頃 搬送元分娩機関受診、診察時にこぶし大の凝血塊 2 個排出  
超音波断層法で胎児心拍数 60 拍/分程度

11:20 常位胎盤早期剥離の診断で当該分娩機関へ母体搬送となり、  
入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 35 週 2 日

11:32 常位胎盤早期剥離のため帝王切開で児娩出、子宮溢血所見あり、  
胎盤娩出後に凝血塊と血液の排出あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 2 日

(2) 出生時体重:2100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.63、BE -31.8mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管、胸骨圧迫、アトレ

リン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 低出生体重児、重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 35 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

**6) 診療体制等に関する情報**

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:不明

看護スタッフ:不明

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 不明、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 5 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 2 日の 7 時 30 分頃の可能性があると考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)**

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関受診時の対応(超音波断層法による胎児心拍数と胎盤の確

認、内診)は一般的である。

- (2) 搬送元分娩機関において妊産婦の下腹部痛と性器出血の症状および超音波断層法による胎児徐脈より、常位胎盤早期剥離と診断したことは適確である。
- (3) 搬送元分娩機関において常位胎盤早期剥離と診断後、すぐに母体搬送を決定したことは選択肢のひとつである。
- (4) 当該分娩機関到着時、超音波断層法で胎児心拍数 60 拍/分以下の徐脈、腹部触診で板状硬を認め、常位胎盤早期剥離の診断で緊急帝王切開を決定したこと、および決定した 12 分後に児を娩出したことは、いずれも適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。
- (2) 低出生体重児、重症新生児仮死の診断で、当該分娩機関 NICU に入院としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

観察した内容、判断、妊産婦の訴えやそれに基づく対応などを詳細に診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は搬送の際に観察した内容、判断、妊産婦の訴えやそれに基づく対応などの詳細な記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置、判断や対応について緊急時の対応であれば対応後に詳細を記載することが重要である。

#### (2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。